

**横浜市請負工事設計変更ガイドライン
(建築工事編)**

令和6年4月

横浜市

目 次

1	ガイドラインの目的	1
2	設計変更の基本事項	1
2-1	基本原則	1
2-2	設計変更を行う場合	1
3	発注者の留意事項	3
4	請負人の留意事項	4
5	設計変更を行う場合の具体的な事例及び手続き	4
5-1	設計図書が互いに一致しない場合（約款第 19 条第 1 項第 1 号）	4
5-2	設計図書に誤り又は記載漏れがある場合（約款第 19 条第 1 項第 2 号）	5
5-3	設計図書の表示が明確でない場合（約款第 19 条第 1 項第 3 号）	6
5-4	設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（約款第 19 条第 1 項第 4 号）	6
5-5	予期することのできない特別な状態が生じた場合（約款第 19 条第 1 項第 5 号）	7
5-6	発注者が必要と認め、変更する場合（約款第 20 条）	7
5-7	工事を一時中止する必要がある場合（約款第 21 条）	8
5-8	発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合	10
5-9	客観的に工事の内容の変更が避けられず、かつ早急に工事の内容を変更しなければ工事の目的達成に支障があると認められる場合（監督規程第 11 条第 3 項）	12
5-10	請負人からの請求による工期の延長（約款第 22 条）	13
5-11	発注者の請求による工期の短縮（約款第 23 条）	14
6	追加工事について	15
6-1	随意契約の根拠	15
6-2	追加工事が随意契約となり得る具体例	15

1 ガイドラインの目的

横浜市は、市民生活や経済活動の基盤となる道路、上下水道、港湾、河川、公園、学校などの様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年、数多くの工事を実施しています。これらの工事を地形、地質、天候などの自然条件や市街部においては騒音、振動、交通の確保等の社会的な制約条件の中で完成させるため、必要な調査、検討の上で工事発注を行っていますが、それでもなお、予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合が多くあります。

本ガイドラインは、建築工事（建築設備工事を含む）において、工事請負契約約款等を踏まえ、設計変更を行う際の発注者及び請負人双方の留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、設計変更を行わなければならない場合における手続きを円滑化することを目的としています。

2 設計変更の基本事項

2-1 基本原則

設計変更の基本原則について、横浜市工事設計変更事務取扱要綱第3条において次のように定められています。

「設計変更の決定及び契約変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合またはやむを得ない場合のほか、これを行うことはできない。」

つまり、契約の目的の変更となるような内容のものを設計変更の名目で施行することは、設計変更としての限度を超えるものですので、原則として設計変更により対応することはできません。

2-2 設計変更を行う場合

工事請負契約約款（以下「約款」という。）及び横浜市請負工事監督事務取扱規程（以下「監督規程」という。）、横浜市工事設計変更事務取扱要綱（以下「変更要綱」という。）に設計変更を行う場合について規定されています。

〔 監督規程は、総務局、水道局、交通局の3種類ありますが、内容はほぼ同じです。このガイドラインでは特に断りのない限り、総務局の監督規程に基づいています。 〕

表1 主な設計変更を行う場合とその根拠条文

設計変更を行う場合	根 拠
1 設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書（以下「設計図書」）が互いに一致しない場合（5-1）	約款第19条第1項第1号
2 設計図書に誤り又は記載漏れがある場合（5-2）	約款第19条第1項第2号
3 設計図書の表示が明確でない場合（5-3）	約款第19条第1項第3号
4 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（5-4）	約款第19条第1項第4号
5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（5-5）	約款第19条第1項第5号
6 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合（5-6）	約款第20条
7 工事用地等が確保できないため又は請負人の責めに帰すことのできないものにより、請負人が工事を施工できないと認められる（工事を一時中止する必要がある）場合（5-7）	約款第21条第1項
8 発注者が、請負人が行う「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合（5-8）	約款第19条
9 客観的に工事の内容の変更が避けられないと認められ、かつ早急に工事の内容を変更しなければ工事の目的達成に支障があると発注者が認め、指示（以下「監督員指示」）をした場合（5-9）	監督規程第11条第3項（変更要綱第4条の2）
10 請負人からの請求による工期の延長（5-10）	約款第22条
11 発注者の請求による工期の短縮（5-11）	約款第23条

上記以外にも約款では、支給材料及び貸与品（約款第16条）、設計図書に不適合な場合の措置等（約款第18条）、設計図書の変更に係る請負人の提案（契約後VE）（約款第20条の2）などにおいて設計変更する場合があることを規定しています。

しかし、上表にあてはまる場合であっても、設計変更の基本原則の範囲を越える場合は、設計変更により対応することはできません。

また、発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手続きを経ていない場合も、設計変更により対応することはできません。

3 発注者の留意事項

請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、請負人が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、**必要な施工条件を明示した設計図書を作成し**、また、変更の必要がある場合は**請負人に対して書面により指示を行わなければなりません**。

また、**工事目的と関係のない工種の追加や別の工事で施工すべき工種の追加を請負人に対して指示を行ってはいけません**。

当初の設計条件において適正な競争入札を経て契約していることを踏まえると、当初契約額の30%を超える増減は、当該工事の目的を変更する内容と判断され、原則として設計変更としての限度を超えるものとされています。ただし、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行う必要があります。(変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合には、監督員指示はできません。契約第一課に必ず相談すること。)この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはなりません。

適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければなりません。

- 設計変更を行う必要が生じた場合など、**必要な指示、協議等を書面で行う**（約款第1条第5項）。
- 請負人から設計図書についての確認の請求があった場合は、請負人の立会いの上、調査を行う（約款第19条第2項）。
- 設計変更後の請負金額や工期は、請負人と協議の上、決定する**（約款第24条、第25条）。
- 監督員指示を行った場合には、当該指示に対応する設計変更手続きを速やかに行わなければならない。但しきわめて近い将来に続けて監督員指示を行うことが見込まれる場合には、次の範囲内でまとめて設計変更手続きを行うことができる。
 - ・請負金額が300,000,000円未満の場合は、監督員指示に伴う請負金額の増減の合計が請負金額の20%以内であること。
 - ・請負金額が300,000,000円以上の場合は、監督員指示に伴う請負金額の増減の合計が60,000,000円内であること。（変更要綱第4条の2）
（上記の範囲を超えて新たな監督員指示を行うことはできません。）
（「管内一円工事特記仕様書」で定める第1号様式「管内一円工事監督員指

示書」による監督員指示で、工期内に契約金額に達せず、減額変更する場合はこの限りとしません。)

- 監督員指示に基づき設計変更する場合は、早い段階で着実に数量を固めるよう請負人に促し、施工段階ごとに適宜変更額について協議を進め、工事完了時にまとめて設計変更をすることがないように、工期全体を通じて、設計変更に要する時間の短縮に努めること。

4 請負人の留意事項

請負人は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要があります。

適切に工事を施工するため、請負人は次の事項に留意しなければなりません。

- 設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で疑問が生じた場合は、速やかに発注者に通知する(約款第19条第1項)。
- 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工する(独自の判断で施工しない)。
- 監督員指示に基づき設計変更する場合は、早い段階で着実に数量を固めるとともに、施工段階ごとに適宜変更額について協議を進め、設計変更の円滑化に努めること。

5 設計変更を行う場合の具体的な事例及び手続き

工事を実施していく中で、2(2)の表1に示した理由により、当初の設計図書どおりに工事をできない場合があります。

このような場合、工事目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更することになります。

以下に、設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示します。

5-1 設計図書が互いに一致しない場合(約款第19条第1項第1号)

(1) 具体的な事例

- 図面と設計書でH鋼の規格が一致しない。
 - 図面と設計書で管の口径が一致しない。
 - 図面と設計書の数量(管布設延長、舗装面積、材料、仕様等)が一致しない。
- 〔 5-1 から 5-3 の 2 つ以上に当てはまる事例もありますが、設計変更の際の取扱
には差がないので、厳密に区分する必要はありません。 〕

(2) 設計変更を行うまでの手続き

設計図書が互いに一致しないことが判明した時点から、設計変更するまでに発注者と請負人が行う手続きを図1に示します。

なお、5-2～5-5の場合の手続きも5-1の場合の手続きと共通です。

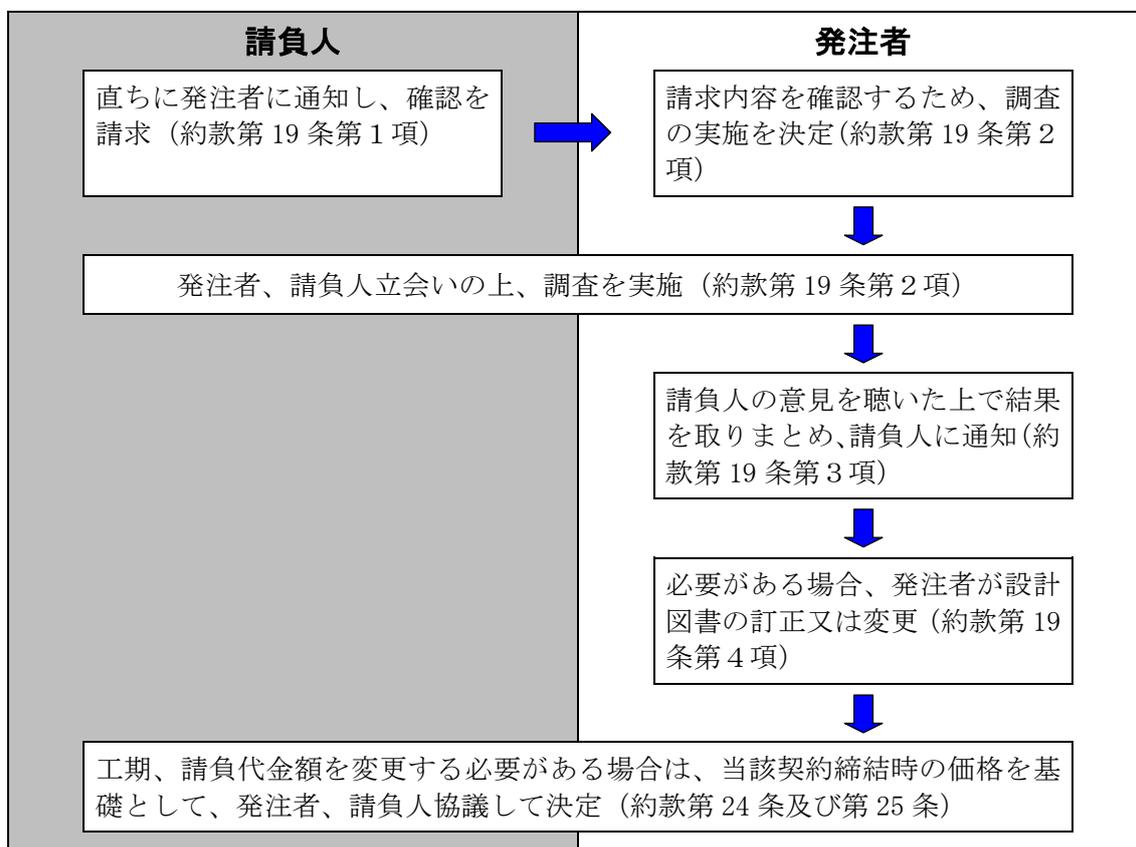


図1 設計図書が互いに一致しない場合の手続き(5-1～5-5共通)

5-2 設計図書に誤り又は記載漏れがある場合 (約款第19条第1項第2号)

(1) 具体的な事例

ア 設計図書に誤りがある場合

- 図面により同一部分の舗装構成が異なっている。
- 設計図書に示されている矢板の打設方法では、条件明示されている土質で施工できない。

イ 設計図書に記載漏れがある場合

- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない。
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない。
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない。

- 使用する部材の品質が明示されていない。
- 図面に示されている器具が設計書に計上されていない。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

5-3 設計図書の表示が明確でない場合（約款第19条第1項第3号）

(1) 具体的な事例

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である。
- 水替工実施の記載はあるが、作業時、常時などの運転状況等の明示がない。
- 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない（明示が不十分である）。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

5-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（約款第19条第1項第4号）

(1) 具体的な事例

- 設計図書に明示された土質や地下水位と工事現場の土質や地下水位が一致しない。
- 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。
- 設計図書に明示された舗装版、地下埋設物等と工事現場の舗装版、地下埋設物等が一致しない。
- 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない。
- 設計図書に明示された地形と工事現場の地形が一致しない。
- 設計図書に明示された機械設備の寸法と設置箇所の寸法が一致しない。
- 設計図書に明示された補修箇所の形状と補修部品の形状が一致しない。
- 設計図書に明示された交通整理員の人数と規制図が一致しない。
- 設計図書に明示された埋設物より大きい（多くの）埋設物が設置されていた。
- 設計図書に明示された劣化の範囲、劣化の程度と実際の劣化の範囲、劣化の程度が一致しない。
- 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

5-5 予期することのできない特別な状態が生じた場合（約款第19条第1項第5号）

発注者が設計図書において施工条件として定めなかった事項に関して、工事着手後に予期することのできない特別な状態が生じた場合、契約締結や工事施工の前提が大きく変わり、請負人が当初の設計図書どおりに施工することが困難又は不適當であるので、設計変更を行います。

（1）具体的な事例

- 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった。
- 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった。

（2）設計変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

5-6 発注者が必要と認め、変更する場合（約款第20条）

発注者は、仕様や施工方法等を十分検討した上で設計図書を作成し工事発注していますが、工事の施工途中において、発注当初の判断を変更せざるを得ない事態が生じることがあります。そのような場合、設計変更を行います。

（1）具体的な事例

- 地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する。
- 地元調整の結果、施工時間、施工日を変更する。
- 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する。
- 施設の維持管理方法が具体化し、施工内容を変更する。
- 警察、河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議等により、施工内容の変更、工事の追加をする。
- 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費に含まれるものを除く。）が必要と判断し、追加する。
- 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する。
- 使用材料を変更する。
- 隣接工事との調整で、交通整理員の人数を変更する。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

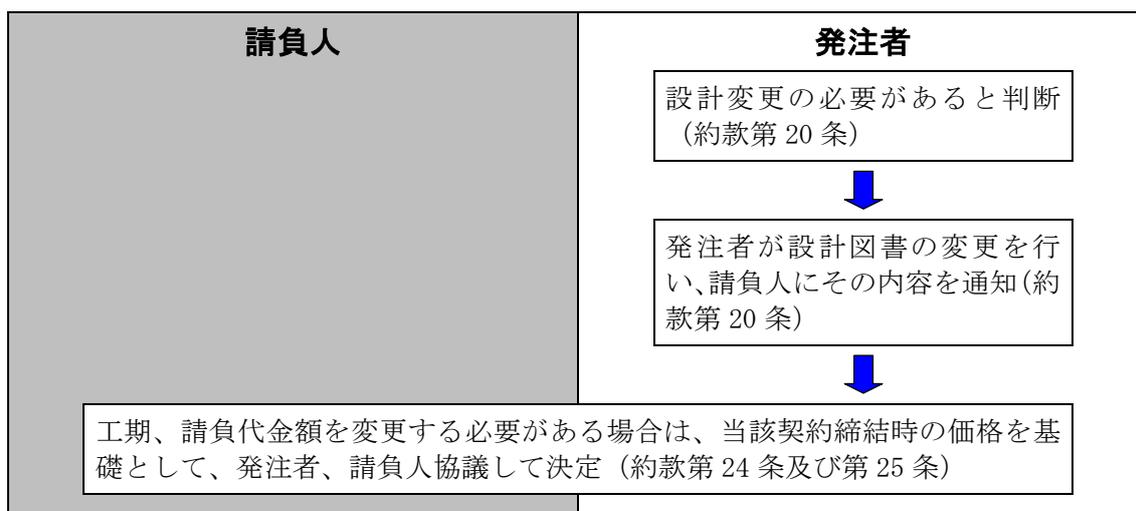


図2 発注者の都合により設計変更を行う場合の手続き(5-6)

5-7 工事を一時中止する必要がある場合 (約款第 21 条)

工事用地等の確保ができない等のため又は自然的若しくは人為的な事象であって請負人の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、請負人が工事を施工できないと認められる場合です。

ここでいう“工事の一時中止”は、工事の打切りは含んでいません。また、請負人が工事を施工できないと認められる場合、発注者は工事の全部又は一部の中止を請負人に命じなければなりません。

(1) 具体的な事例

ア 工事用地等の確保ができない場合

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない。
- 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに請負人の責によらず施工できない。
- 警察、河川・鉄道等の管理者等の管理者間協議が終わっていない。
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された。

イ 自然的若しくは人為的な事象により工事を施工できない場合

- 請負人の責によらない何らかの事象（地元調整等）が生じた。
- 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない。
- 予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した。
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる。
- 別契約の関連工事の進捗が遅れた。
- 設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行っ

た詳細協議で変更された。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

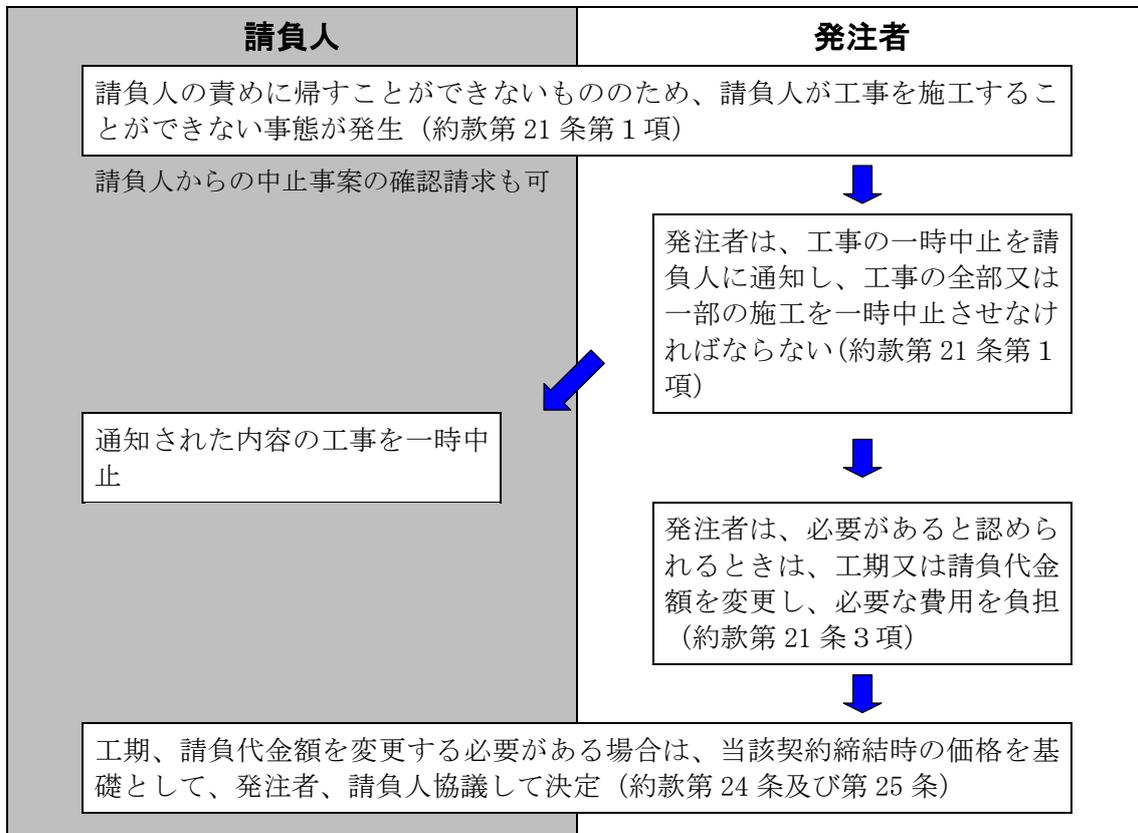


図3 工事を一時中止する場合の手続き(5-7)

5-8 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合

請負人は、5-1～5に示した状態が生じた場合、この事実を監督員に通知しなければなりません。また、この後に行う調査について、監督員に対し意見を言う機会があります。

請負人は、これらの通知や意見を書面により行う必要がありますが、この際に請負人が作成すべき資料の範囲（請負人が行う「設計図書の照査」の範囲）を超えるものとして、次のものなどが想定されます。

発注者は、請負人に「設計図書の照査」の範囲を超える設計図書の訂正又は変更を実施させる場合において、必要があると認められる場合は、工期、請負代金額を変更しなければなりません。

(1) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

- 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
 - 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
 - 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
 - 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
 - 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
 - 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
 - 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
 - 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
 - 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
 - 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
 - 設計根拠まで遡る設計図書の見直し。
 - 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず土木工事共通仕様書第2編 9-4-3 路面切削工、9-4-5 切削オーバーレイ工等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）。
 - 現地調査の結果、既存の埋設物（ケーブル、配管等）等の位置や内容の見直しの必要が生じた場合。
 - 現場調査の結果、設計図書で明示している既存設備の機能や能力等が異なる場合の容量計算及び図面作成。
- 〔 適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、請負人の費用負担によるものとなります。 〕

(2) 設計変更を行うまでの手続き

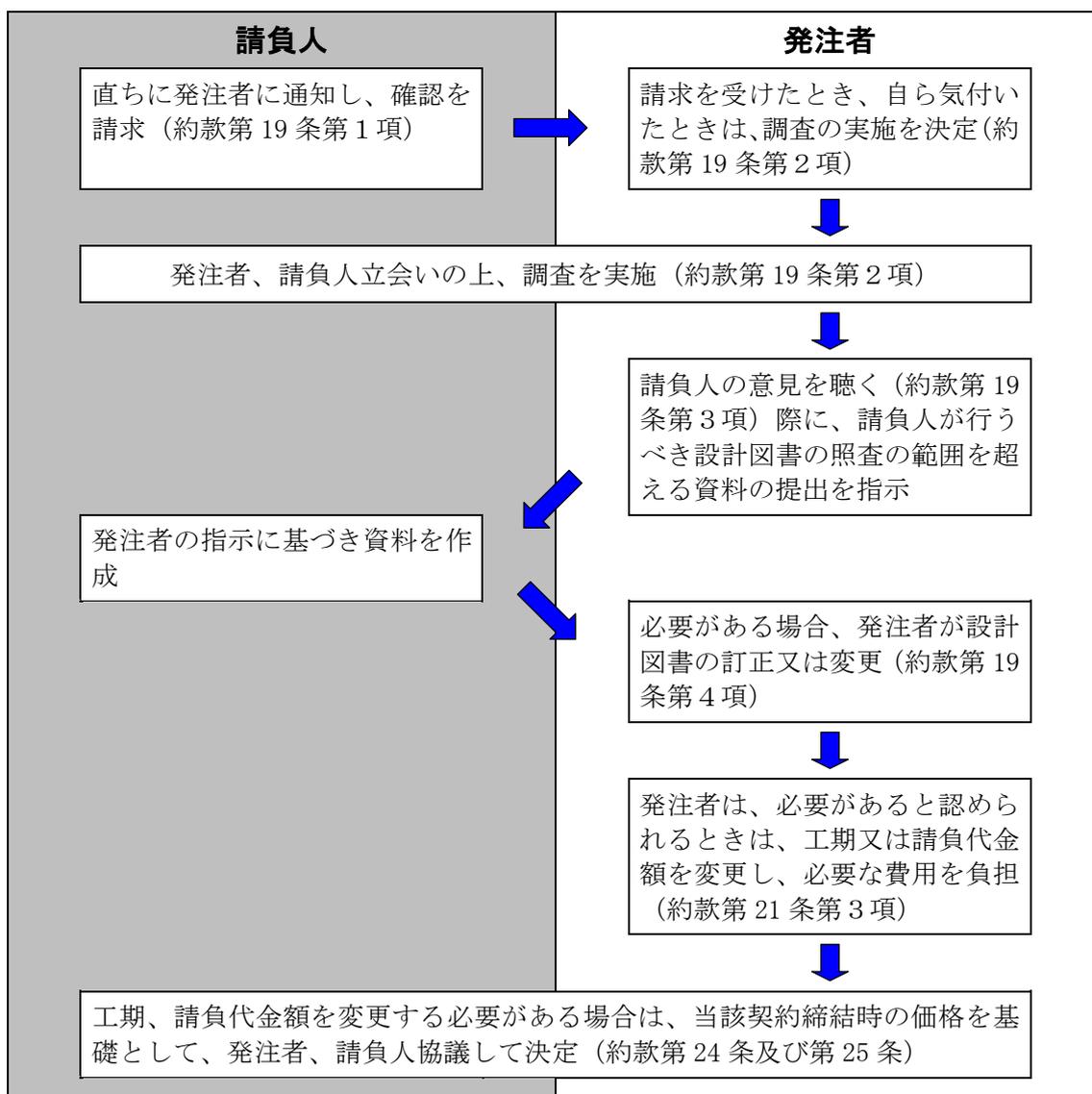


図4 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続き(5-8)

5-9 客観的に工事の内容の変更が避けられず、かつ早急に工事の内容を変更しなければ工事の目的達成に支障があると認められる場合（監督規程第11条第3項）

前述の5-1～8の場合で、客観的に設計変更が避けられず、かつ、早急に変更しなければ工事の目的達成に支障があると発注者が認め、請負人に対して監督員指示書により工事の内容変更を指示した場合が該当します。

(1) 具体的な事例

5-1～8の具体的な事例を参照してください。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

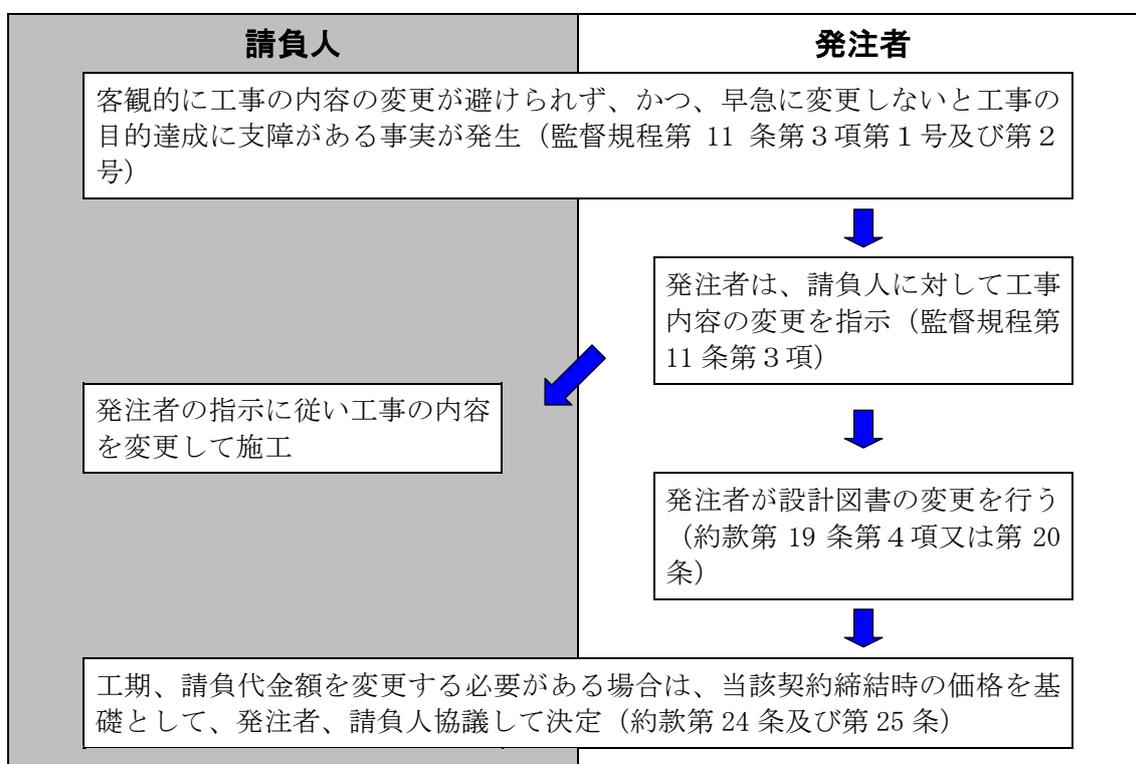


図5 監督規程の規定により設計変更する場合の手続き(5-9)

5-10 請負人からの請求による工期の延長（約款第 22 条）

天候の不良や関連工事の調整への協力など、請負人の責めに帰することができない理由により工期内に工事を完成することができない場合は、請負人は、その理由を示した書面により発注者に工期延長を請求することができます。

発注者は、当該請求について必要があると認められる場合は、工期を延長しなければならない。また請負代金額についても必要と認められる場合は変更します。

（1）具体的な事例

- 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- その他受注者の責めに帰することができない理由により工期の延長が生じた場合

（2）設計変更を行うまでの手続き

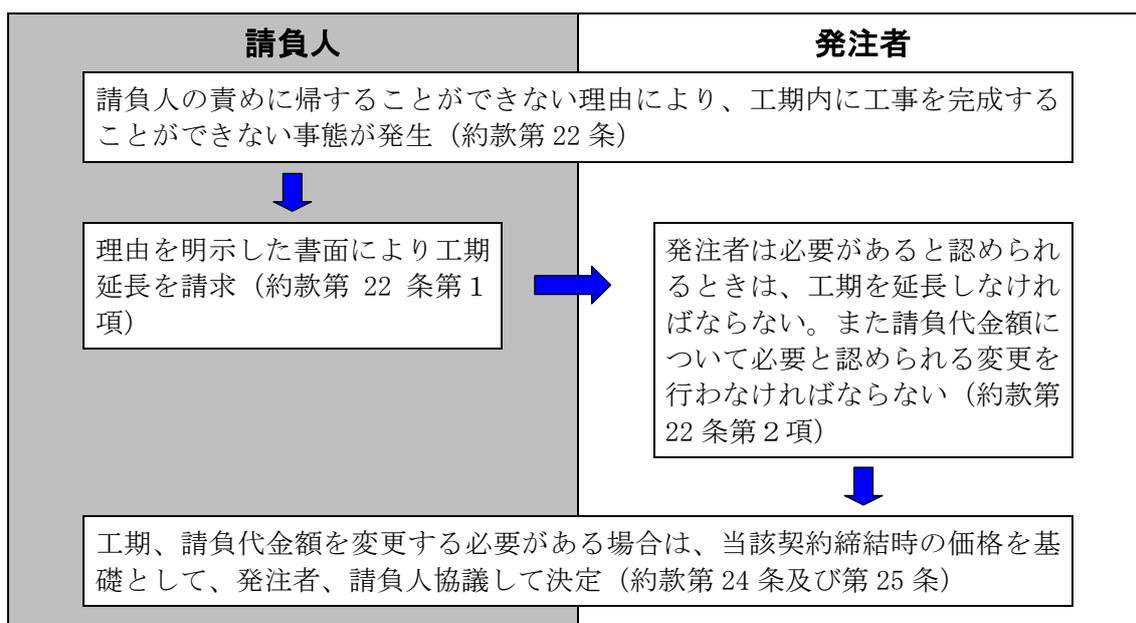


図6 請負人からの請求による工期延長の手続き(5-10)

5-11 発注者の請求による工期の短縮（約款第 23 条）

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、請負人に対して、工期の短縮を請求することができます。

請負人は、発注者からの工期短縮請求に基づき、「工期短縮計画書」を作成し、内容について発注者の承認を得た上で、施工してください。工期短縮計画書には、工期短縮に伴う施工計画、安全衛生計画、施工体制、短縮期間、新たに発生する費用（必要性や数量等の根拠を含む）などを記載します。

短縮する工期が通常必要とされる工期に満たない場合で、必要と認められる場合は、請負代金額を変更しなければなりません。

（1）具体的な事例

- 工事一時中止に伴い工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
- 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- その他の事由（地元調整、関連機関調整等）により工期の短縮が必要な場合

（2）設計変更を行うまでの手続き

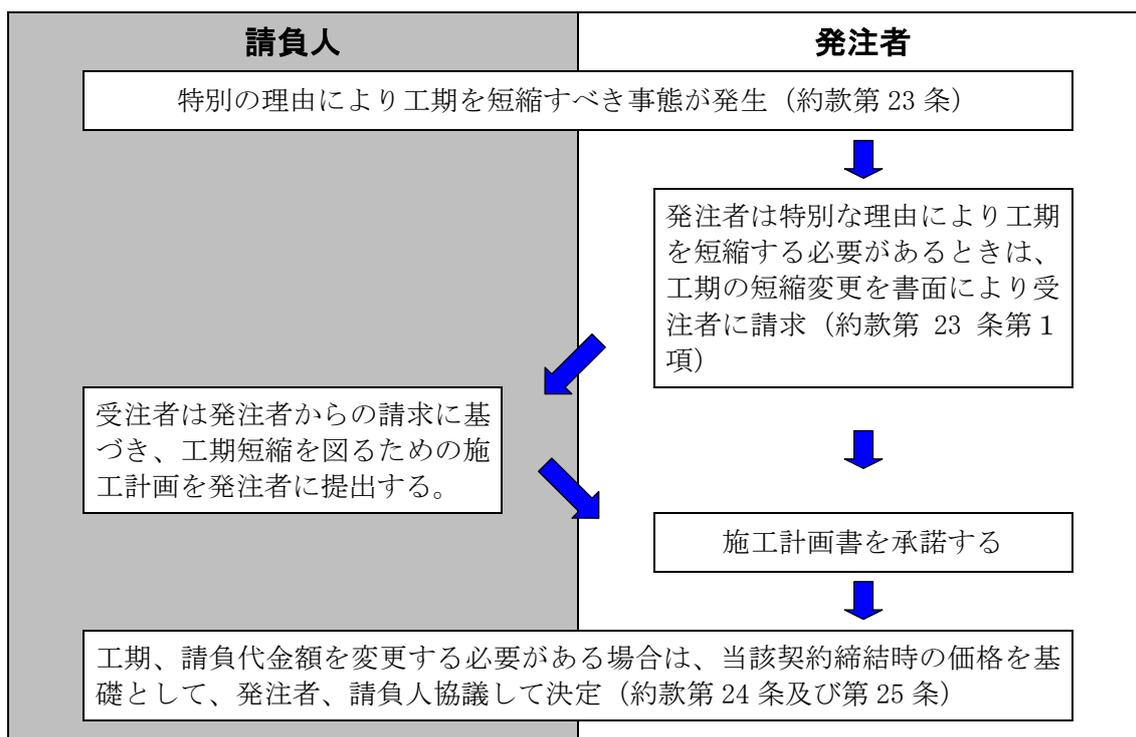


図7 発注者の請求による工期短縮の手続き(5-11)

6 追加工事について

工事内容の変更を行う場合、それに伴って設計変更手続きを行います。その変更部分が「設計変更の基本原則」を超えるものについては、設計変更手続きを行なうことはできません。この場合、当該設計変更部分の工事については、**必要に応じ**て、当初の工事とは別の工事（以下、「追加工事」という。）として発注を行います。

この場合でも、**工事発注の原則は競争入札であるため、追加工事が必ず随意契約で発注されるわけではありません。**随意契約により契約を締結する場合は、設計変更の対象となる先行する工事（以下「元工事」という。）がまだ施工中であることを前提に、追加工事が元工事と密接に関連している必要があります。具体的には、**原則として、同一工事場所であること、追加工事の履行期限が元工事の工期内であること等、**が求められます。

6-1 随意契約の根拠

追加工事についても競争入札とするのが原則ですが、地方自治法及び地方自治法施行令より、「異なる業者では施工が不可能な場合」または「異なる業者では明らかに不利になる場合」に限って随意契約が認められます。工事費縮減や工期短縮という理由だけでは、原則通り競争入札とすべきとの判断もありますので、注意してください。

6-2 追加工事が随意契約となり得る具体例

以下の事例のような場合は、随意契約とする可能性がありますので、大幅に条件が変わり、追加工事が必要となる場合は、早めに受発注者間で協議し、対応を決定した上で施工計画を策定してください。

- 仮設備等を共用しての施工となり、安全性の確保や工事責任の明確化の観点から、別業者による施工が極めて困難な場合
 - ・橋梁補修工事において、補修範囲が大幅に増えたため、床版補修工事を追加工事とする場合で、元工事と同じ吊足場内での作業となるため。
 - ・下水道工事で上流区間が推進工事、下流区間が開削工事であったが、地下埋設物の影響で、下流区間も推進に変更し、追加工事とする場合で、上流区間と同一の発進立坑や排泥処理設備を使用するため。

- 一連の施工の一部で、一体不可分の工事と認められ、別業者による施工では安全性の確保や工事責任の明確化が図れない場合
 - ・立坑掘削工事で、当初想定と地質が異なり、地盤改良工事を追加工事とする場合。地盤改良工事は立坑工事の補助工事であり、立坑工事の安全性や品質を確保するため、同一業者による施工管理が必要。

横浜市請負工事設計変更ガイドライン
平成18年4月策定
同（建築工事編）
令和6年4月一部改定
財政局